

クイズで学ぼう! お金のイロイロ (答え)



知るぼるとキャラクター
矢口イチ(矢口家の愛犬)

答えは ①正しい

急な親の介護で困ったときは、市町村の「地域包括支援センター」が強い味方になってくれます。保健師や社会福祉士、主任ケアマネージャーといった医療・保険や介護などの専門家がそれぞれの得意分野を生かして、さまざまな相談に乗ってくれます。また、費用に関しては、「公的介護保険制度」が強い味方になります。同制度は、40歳以上の人で介護が必要と認定されれば、原則としてかかった費用の1割の自己負担(一定以上の所得がある人は、2割もしくは3割)で訪問介護や通所サービスなどの介護保険サービスを利用できます。しかし、制度対象外のサービスは全額自己負担になってしまうほか、制度対象内のサービスであっても、要介護度の区分ごとに設けられた支給限度額を超えた分は、原則として全額自己負担になります。

なかには、親の世話で仕事との両立が難しくなり、介護離職するケースもありますが、十分な蓄えもないままに介護離職してしまうと、自身の老後にも影響が出てきます。介護される親の希望や資産なども確認しながら、介護と仕事の両立を支援する国の制度(介護休業制度や介護休暇)を活用して、介護と仕事を無理なく続けられる態勢を整備することが必要不可欠です。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局(日本銀行高知支店総務課内) TEL: 088-822-0114

消費生活センター便り

架空請求 心当たりのない請求は無視!



このほか高知県立消費生活センターからの情報発信中! Facebook →

「利用した覚えのない請求が届いたがどうしたらよいか」、「訴訟最終告知という内容のハガキが届いたが、覚えがない」という架空請求に関する相談が多く寄せられています。ハガキ、メール、SMS、封書など様々な手段で送られてきています。これらは、消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性がありますので、注意が必要です。

県内事例①

母あてに「消費料金確認通知」というハガキが届いた。「民事訴訟として訴状が提出された。連絡なき場合、差し押え執行の対象となる場合があるので、早急に連絡するように」と記載があった。身に覚えがなかったが、記載された電話番号へ連絡してしまい、家族構成などを聞き取られた。どうすればいいか。(80代 女性)

県内事例②

スマートフォンに「有料サイトに登録し、未払いが続いている」とのメールが届いた。その後、同様のメールが数十通届いたが、覚えがないので無視していると「訴訟を起こす。1万円支払えば登録名簿から削除する」というメールが届いた。業者に連絡し、1万円の電子ギフトカードで支払ったが、その後も請求があり何度も支払ってしまった。どうしたらよいか。(40代 女性)

- 架空請求ハガキやメールには、「不動産の差し押さえ」、「強制執行」、「信用情報機関に登録」など不安をあおるような脅し文句が書いてあります。心当たりがなければ、請求ハガキ等を書いてある電話番号やメールアドレスには決して連絡しないようにしましょう。
- 架空請求か判断がつかなくなったり、不安を持ったりした場合には、相手に連絡せず、まず消費生活センターや市町村の窓口(消費者ホットライン「188(いやや)」番で、最寄りの消費生活センター等につながります。)にご相談ください。

消費生活に関するご相談は

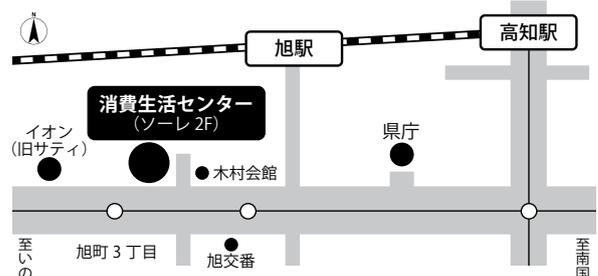
高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45

休所日 土曜日・祝日・12/29～1/3
※日曜日でも相談を受け付けています

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>



消費者ホットライン……局番なしの188番 お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します